

神奈川県監査委員公表第7号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県議会議長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成29年5月16日

神奈川県監査委員	村上英嗣
同	高岡香
同	太田眞晴
同	土井りゅうすけ
同	赤井かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成28年11月1日（神奈川県公報号外第91号）神奈川県監査委員公表第21号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会局分1箇所に係る1事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
経理課	平成28年9月30日（平成28年8月17日及び同月18日職員調査）	（不適切事項） 交付金交付事務において、政務活動費交付金の額の確定に当たり、政務活動補助職員の給与総額に対して政務活動費の充当が行われていたにもかかわらず、この給与所得に係る所得税及び復興特別所得税の税務署への納付に対しても政務活動費の充当が行われていることを見過ごしたため、交付額が21,465円過大であった。	不適切事項の政務活動費については、平成28年9月26日に当該議員から返納された。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。